

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

上水道規則第4号

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する規則(平成23年上水道規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、育児休業を始めようとする日の1月」を「行い、条例第4条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)」に改め、同行に次の3号を加える

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第4条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係るこの1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第4条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第3条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第4条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場

合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第4条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、当該書面の交付に代えて他の適当な方法によることができる。

第6条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第9条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第10条第1項中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第20条中「（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）および育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を除く。）」を「（次に掲げる職員を除く。）」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員または週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

第21条第1項中「30分」を「15分」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する育児時間の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあって

は、当該時間を超えない範囲内で、かつ2時間から当該特別休暇または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第23条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与規程第55条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規程第51条に規定する勤務1時間あたりの報酬額を減額して支給する。第27条中「条例第4条第5号および条例第9条第6号の育児休業等計画書、」を「条例第9条第6号および」に改める。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。